

「福井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案)の概要について

1 制定の理由

子ども・子育て支援新制度においては、従来の認可保育所の枠組みに加え、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③居宅訪問型保育事業及び④事業所内保育事業の4つ(本条例においてこれら4事業を「家庭的保育事業等」という。)につき、新たに保育事業の類型として設定された。

国、県及び市以外の者が家庭的保育事業等を行うためには、市長の「認可」が必要となっており、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市長が「認可」をするうえで、家庭的保育事業等を実施しようとする者に遵守させるべき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、条例で定めなければならないとされた。

このため、本市において、家庭的保育事業等の認可基準に関する条例を定めるものとする。

2 家庭的保育事業等の類型

事業名 (根拠規定)	形態(利用定員)、特徴	場所
家庭的保育事業 (第6条の3第9項)	5人以下	家庭的保育者の居宅その他多様なスペース(乳幼児の居宅を除く。)
小規模保育事業(A・B・C) (第6条の3第10項)	6人以上19人以下 (C型 6人以上10人以下)	乳幼児の保育を目的とする施設
居宅訪問型保育事業 (第6条の3第11項)	1人	乳幼児の居宅
事業所内保育事業 (第6条の3第12項)	事業所の従業員の子どもに加え、保育を必要とする地域の子どもを保育(従業員枠+地域枠)	事業所その他スペース

3 国基準(厚生労働省令)の内容

市の条例は、厚生労働省令で示された次の区分を踏まえて定めなければならない。

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準

- ①職員の資格、員数
- ②乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

(2) 参酌すべき基準

従うべき基準以外の基準で、自治体が十分に参酌したうえで定める基準

4 本条例で定める基準の内容

(1) 本市における基準の考え方

本市で暴力団排除条例を制定していることを踏まえ、事業者等から暴力団を排除する旨の規定を追加することとする。

その他については、厚生労働省令と異なる基準とすべき特段の事情が認められないため、厚生労働省令と同じ基準とする。

<厚生労働省令基準とは異なる内容>

項目	条例案	厚生労働省令
一般原則	第5条 1～6 (略) 7 <u>家庭的保育事業者等は、福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この項において暴力団という。)若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。</u>	第5条 1～6 (略)

(2) 本条例で定める主な認可基準(厚生労働省令で定める基準と同一)

	職員		設備・面積	
	職員数	資格	保育室等	
家庭的保育事業	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5:2)	家庭的保育者(※1) (+家庭的保育補助者)	0～2歳児 3.3 m ² /人	
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	0・1歳児 3.3 m ² /人 2歳児 1.98 m ² /人	
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士 (保育士以外には研修実施)	0・1歳児 3.3 m ² /人 2歳児 1.98 m ² /人
	C型	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合5:2)	家庭的保育者(※1) (+家庭的保育補助者)	0～2歳児 3.3 m ² /人
事業所内保育事業	・定員20名以上(保育所型事業所内保育所) 保育所の基準と同様 ・定員19名以下(小規模型事業所内保育所) 小規模保育事業A型・B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業	0～2歳児 1:1	(※2)	—	
<参考> 保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	保育士	0・1歳児 乳児室 1.65 m ² /人 ほふく室 3.3 m ² /人 2歳児以上 1.98 m ² /人	

※1 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

※2 必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

5 施行期日

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行の日から施行する。

「福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(案)の概要について

1 制定の理由

子ども・子育て支援新制度においては、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を通じた共通の給付である施設型給付及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）への給付である地域型保育給付が創設された。

認可施設や認可事業所がこれらの給付を受けるためには、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、市が定める運営に関する基準に従って教育・保育又は地域型保育を提供しなければならないこととされた。

このため、本市において、認可施設や認可事業所が給付の対象にふさわしいことを「確認」するうえで、当該施設や事業所に遵守させるべき基準に関する条例を定めるものとする。

2 確認を受ける教育・保育施設及び地域型保育事業者に求められる基準

特定教育・保育施設等は、次の2つの基準をいずれも満たさなければならない。

(1) 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準

区分	施設区分	認可基準	認可権者
教育・保育施設	認定こども園	認定こども園法の規定により県条例で定める設備運営基準	福井県
	幼稚園	学校教育法第3条に規定する設備基準	
	保育所	児童福祉法第45条第1項の規定に基づき県条例で定める児童福祉施設の設備運営基準	
地域型保育事業		児童福祉法第34条の16第1項の規定により市条例で定める家庭的保育事業等の認可基準	福井市

(2) 子ども・子育て支援法に基づき本条例で定める運営基準

3 国基準（内閣府令の基準）の内容

市の条例は、内閣府令で示された次の区分を踏まえて定めなければならない。

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準

- ①利用定員
- ②小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持
- ③小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

(2) 参酌すべき基準

従うべき基準以外の基準で、自治体が十分に参酌したうえで定める基準

4 本条例で定める基準の内容

(1) 本市における基準の考え方

本市で暴力団排除条例を制定していることを踏まえ、事業者等から暴力団を排除する旨の規定等を追加することとする。

その他については、内閣府令と異なる基準とすべき特段の事情が認められないため、内閣府令と同じ基準とする。

<内閣府令基準とは異なる内容>

項目	条例案	内閣府令
一般原則	第3条 1～4 (略) 5 特定教育・保育施設等は、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この項において暴力団という。）若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。	第3条 1～4 (略)

(2) 本条例で定める主な基準（別表参照）

分類	主な事項
利用定員に関する基準	認定こども園・保育園の利用定員 特定地域型保育事業の利用定員
運営に関する基準	利用開始に伴う基準
	内容・手続きの説明、同意、契約
	応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)
	定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助
	教育・保育の提供に伴う基準
	利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)
	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供
	利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)
	定員の遵守
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	
特定教育・保育施設等との連携	
管理・運営等に関する基準	
評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	
施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	
秘密保持、個人情報保護	
苦情処理	
事故防止及び事故発生時の対応	
記録の整備	

5 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

条例で定める基準の主な内容

(内閣府令で定める基準と同一)

※「分類」欄中 従=「従うべき基準」、参=「参酌すべき基準」

基準の詳細	分類
1 利用定員に関する基準	
特定教育・保育施設	
<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、保育所は、利用定員を20名以上とする。(幼稚園は下限の設定なし。) 利用定員は、特定教育・保育施設の区分に応じ、支給認定区分ごとに定める。ただし、3号認定の区分については、満1歳未満と満1歳以上とに区分して定める。 認定こども園・・・1号、2号、3号認定(満1歳未満、満1歳以上)の区分ごと 幼稚園・・・1号認定の区分 保育所・・・2号、3号認定(満1歳未満、満1歳以上)の区分ごと 	従
特定地域型保育事業	
<ul style="list-style-type: none"> 利用定員は、特定地域型保育事業の区分ごとに定める。 家庭的保育事業・・・5人以下 小規模保育事業(A型・B型)・・・6人以上19人以下 小規模保育事業(C型)・・・6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業・・・1人 3号認定の利用定員を、満1歳未満と満1歳以上とに区分して定める。 	従
2 運営に関する基準	
(1) 利用開始に伴う基準	
保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	
<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 	従
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	
<ul style="list-style-type: none"> 支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設又は事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。 市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従 参 従
定員を上回る場合の選考	
<ul style="list-style-type: none"> 1号認定→抽選、先着順、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考などの方法により、あらかじめ保護者にその方法を明示した上で選考しなければならない。 2号、3号認定→保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 	従
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	
<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の提供を求められた場合、支給認定証により支給認定の有無、該当区分、有効期間及び保育必要量の確認を行うものとする。 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 	参
(2) 教育・保育の提供に伴う基準	
利用者負担の徴収	
<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払を受ける。 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、総費用と利用者負担額との差額の範囲内で上乗せ徴収を行うことができる。 教育・保育において提供される便宜に要する費用について、実費徴収を行うことができる。この場合、領収証を保護者に交付しなければならない。 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ用途、額及び理由を書面にて明示し、保護者に説明し、同意を得なければならない。 	従

幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき(他の認定こども園は当該教育・保育要領を踏まえる)、子どもの心身の状況に応じ、適切に教育・保育の提供を行わなければならない。 	従
利用者に関する市への通知(不正受給の防止)	
<ul style="list-style-type: none"> 保護者が虚偽等不正な行為によって教育・保育の提供を受けている、または受けようとしていることを確認したときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に対して通知しなければならない。 	参
定員の遵守	
<ul style="list-style-type: none"> 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 	参
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の有無によって差別的扱いをしてはならない。 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(虐待等の禁止) 懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとるとき、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 	従
特定保育・教育施設等との連携(地域型保育事業のみ)	
<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を行う者を除く)は、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しなければならない。 地域型保育事業者は、地域型保育の提供の終了に際し、子どもについて継続的に提供される教育・保育との円滑な接続のため、情報提供など連携施設等との密接な連携に努めること。 	従
(3) 管理・運営等に関する基準	
評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	
<ul style="list-style-type: none"> 自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 定期的に保護者その他の関係者による評価または外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。 	参
運営規程の策定	
<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設は、重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容など施設・事業の運営に関する重要事項 	参
秘密保持・個人情報管理	
<ul style="list-style-type: none"> 施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 職員であった者(退職者)が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。 子どもに関する情報を関係機関(小学校等)へ提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。 	従
苦情処理	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 	参
事故防止及び事故発生時の対応	
<ul style="list-style-type: none"> 事故発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のため指針を整備すること。 ②事故又はその危険性がある場合に、改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 事故が発生した場合の対応として、以下のような措置を講じなければならない。 ①速やかに市、子どもの家族等に連絡し、必要な措置を講じること。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 ③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。 	従
記録の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 	参